

国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

記

1 媒介業務の対象となる国有財産

物件番号	所在地	種目	構造	数量 (㎡)	都市計画上の制限等		売却価格 (円)
					用途地域	建蔽率/ 容積率 (%)	
28	函館市大縄町84番35	宅地		386.86	一種住居	60/200	7,510,000
29	函館市釜谷町100番3、413番4	宅地		249.56	指定なし	指定なし	888,000
30	函館市桔梗4丁目365番12、同番335	宅地		897.39	一種低層	50/100	11,700,000
31	函館市高丘町110番4、同番5	宅地		517.04	一種低層	50/100	6,050,000
32	函館市湯川町2丁目12番10	宅地		771.30	商業	80/500	17,800,000
		事務所建	RC造 4階建	建206.18 延760.22			
33	北斗市富川2丁目58番2	宅地		235.58	準住居	60/200	1,360,000
34	北斗市中野通1丁目61番、62番1	雑種地		676.55	一種中高	60/200	6,360,000
36	久遠郡せたな町瀬棚区南川165番2、166番2	宅地		412.93	指定なし	指定なし	462,000

(注)上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。

2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

3 媒介契約の型式

一般媒介契約（明示型）

4 媒介契約の契約期間

契約締結の日から3か月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。

5 媒介契約の内容

一般媒介契約書(案)のとおり。

6 申込方法

媒介業務に申し込むために必要な(1)の書類を、(4)に示すいずれかの方法により(2)宛に提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 国有財産媒介申込書 1部
- ② 法第6条の規定により交付された免許証(写) 1部

(2) 申込書等の提出先

函館財務事務所 管財課

所在地:函館市美原3丁目4番4号 函館第2地方合同庁舎

電話番号:0138-47-8445

(3) 提出期限

令和6年5月24日(金)

(4) 提出方法

① 持参による提出

持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、9時30分から12時00分及び13時00分から17時00分まで(土・日曜日及び祝日を除く。)とする。

② 郵送による提出

郵送で申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で、上記(2)の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法により、上記(3)の期限(必着)までに提出すること。

③ 上記①、②以外の方法による提出を希望する場合は、下記8の問い合わせ先に連絡すること。

7 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

8 問い合わせ先

函館財務事務所 管財課

所在地:函館市美原3丁目4番4号 函館第2地方合同庁舎

電話番号:0138-47-8445

以上公告する。

令和6年4月5日

分任支出負担行為担当官

北海道財務局函館財務事務所長

上野 浩二